平成 21 年度委託業務
「木材表面刺傷装置」の設計・製作
委託業務実施説明書

１　委託業務の概要
（１）委託業務名
木材表面刺傷装置の設計・製作
（２）業務内容
ア　業務の目的
道産木材の付加価値向上のために薬液の浸透性向上を図ることを目的として、従来装置と比較して高出力で耐久性にすぐれ操作性の良い木材表面刺傷装置を設計・製作する。このことにより、これまでの装置では負荷が大きくて実現不可能と思われるような刺傷刃や刺傷パターンを試験に供することができ、道産難注入材の薬液浸透性向上に大きな展開が望めるものと思われる。

イ　委託業務の内容
設計および製作に際しては、次の基本仕様ならびに附帯業務・特記事項を考慮する。
２　仕様
（１）一般仕様
納入設置場所　　：北海道立林産試験場　注入試験室内
輸送業務　　：輸送中の機器損傷に関しては受託者の負担とする。

（２）装置仕様
ア　装置本体の寸法は幅 1，500㎜、長さ 2，000 ㎜㎜、高さ 2，000㎜以内であること。
イ　処理材の下面位置は 700～800㎜の範囲であること。
ウ　幅 50～150 ㎜、高さ 30～150㎜、最短長さ 1，000㎜の製材等の表面を処理できること。
エ　刺傷刃を取り付けた軸が回転することにより、木材表面に刺傷痕を形成しながら送材する機構であること。
オ　処理速度は停止状態から最大速度まで可変速とし、最大速度は対面同時処理の場合で少なくとも 15m/min が可能であること。
カ　1 枚の刺傷刃は外周に刃を持つ円盤状で、その中心に軸を通して複数枚装備する構造とし、容易に取り換え可能な機構とする。
キ　カラマツの節などの硬い部分でも、刺傷刃が逃げることなく強く材面に押し当てる機構を持つこと。
ク　製材の対面を同時に処理し、刺傷刃の損傷を防ぐ工夫がなされていること。
ケ　標準刺傷刃は 2 種類とし、その形状は、刃厚２㎜、10 ㎜、刃高１０㎜程度で、その断面が円、平行四辺形、台形、三角形等で錐状のものであること。
コ　標準刺傷刃間の間座は無いものとし、必要枚数は、処理材の幅によるものとする。
サ　刃数と外径は、下図とピッチが同等であれば任意とする。
シ　標準刺傷刃を取り付ける軸径はφ６０以上が望ましい。
ス　駆動に使用する電動機は 200V　3 相とし、消費電力は最大 60A とする。
セ　駆動部の制御は、定値運転機能、一時停止、非常時全停止機能、各種インターロック機能を有し、制御盤は本体に装備すること。
ソ　消費電力を電力計等でモニタできるように接続可能な端子等を設置する。
タ　付属品として、製材を本体に投入する作業を安全かつ容易に実施できるように装置本体の前後にローラーコンベアを設置すること。
*ローラーコンベアは移動可能なものとし材料の投入側に長さ 1m を 1 組、出口側に 1m を 1 組、2m を 1 組とする。

（標準刃例）

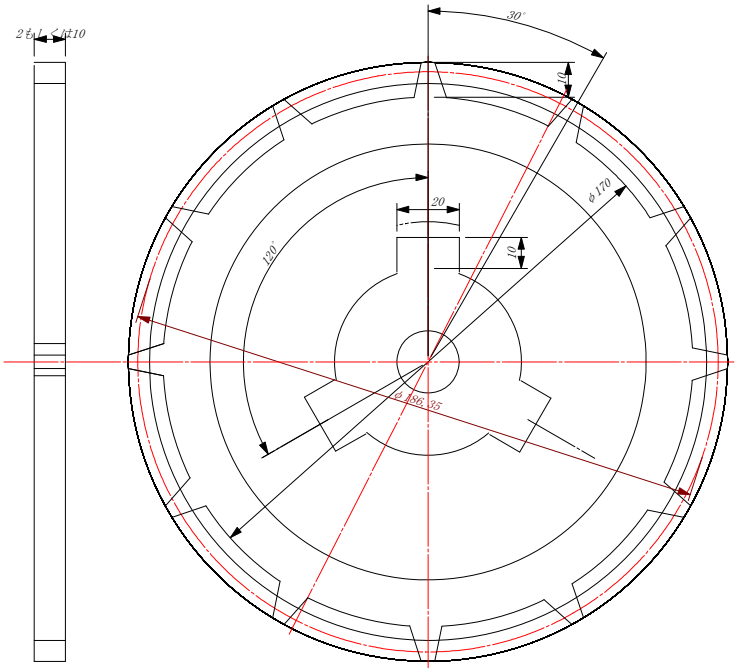


3　附帯業務

（１）　設置および附帯作業

北海道立林産試験場　注入試験室内への設置と附帯付帯作業

（２）　電気、設備等工事

ア　電気工事

イ　1 次側電気工事（200V）

（３）　据付工事

ア　装置運搬

イ　現地設置、組立

ウ　総合試運転調整

エ　運転指導

4　特記事項

（１）　装置作動に不具合があった場合、設置後 1 年以内においては基本的に無償で納入業者が速やかに対応すること

（２）　公的機関への許可申請等が必要な場合には、その必要申請書類の作成は納入業者が行うこと

（３）　完成図書は、業務着工前までに図面、仕様書、取扱説明書を提出のこと

ア　業務着工前に、完成図書として以下の内容の資料を取り纏めて 3 部提出のこと

イ　提出資料は、着工前までの協議の結果を反映したものであること

（ア）　図面：本体図、電気図

（イ）　仕様書

（４）　据付業務完了後、据付業務完了届出書及び総合取扱説明書を提出のこと

ア　取扱説明書は 3 部提出のこと

イ　取扱説明書は実際の操作に則った箇条書き方式とし、メンテナンス方法を含めること

ウ　総合取扱説明書にはトラブルシューティングを付属すること

エ　試運転調整後、業務完工届出書及び試運転調整完了報告書を提出のこと

５　予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
　１１，122 千円
６　契約期間
　契約締結日から平成２２年３月26 日（金）

７　プロポーザルの参加資格
　本公募の対象者は、次のいずれにも該当すること。
（１）民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）であること。
（２）道内に本支店、営業所を有する者であること。
（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
（４）北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止期間を経過していること。
（５）資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が２４月に満たない場合は、２４月分）の決算において、契約金額１千万円以上の類似装置の設計・製作業務契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。
（６）道税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

８　応募手続き等
　応募する者は、次に示すところにより別添様式の参加表明書及び企画提案書を提出するものとする。
（１）複数提案の制限
　　本業務に対して複数の提案をすることは認めない。
（２）参加表明書の提出
　ア　提出部数　１部
　イ　提出期限　平成２１年１２月１１日（金）　午後５時（必着）
　ウ　提出場所　下記（５）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先のとおり。
　エ　提出方法　持参、郵送（簡易書留、書留のいずれかによること。）で提出すること。
（３）企画提案書の提出要請
　　参加表明書の提出があり、参加資格を満たしている者に対しては、企画提案書の提出を要請する。
（４）企画提案書の提出
　ア　提出部数　７部
　イ　提出期限　平成２１年１２月１８日（金）　午後５時（必着）
　ウ　提出場所　下記（５）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先のとおり。
　エ　提出方法　持参、郵送（簡易書留、書留のいずれかによること。）で提出すること。
（５）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先
　ア　北海道立林産試験場　企画指導部
　　〒０７１－０１９８ 北海道旭川市西神楽１線１０号
　　電話番号０１６６－７５－４２３３　　ＦＡＸ０１６６－７５－３６２１
　イ　問い合わせの期限
　　平成21 年１２月１８日（金）　午後５時
（６）その他
　ア　公募手続きにおいて使用する言語、通貨
　　日本語、日本国通貨
　イ　無効となる参加表明書又は企画提案書
　　参加表明書又は企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
　（ア）提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
　（イ）指定する様式及び作成要領に示された条件に適合しないもの。
　（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
　（エ）虚偽の内容が記載されているもの。
　ウ　その他

（ア）全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（イ）提出された参加表明書及び企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には提出者に無断で使用しないこととする。
（ウ）提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
（エ）提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
（オ）全ての提出書類は返却しない。

9　企画提案書に関する審査方法
（１）企画提案書の提出数が５を超えた場合は、プロポーザル審査会において事前に書類審査を行い、ヒアリング審査の対象数を５以内とする。
（２）企画提案書の提出数またはヒアリング審査の対象数が５以内の複数となった場合は、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施し、10 の「プロポーザル特定に係る審査項目及び審査基準」により審査する。この場合、ヒアリングに参加しなかった提案者のプロポーザルは無効とする。なお、ヒアリングの日時・場所は別途通知する。
（３）企画提案書の提出数が１の場合は、プロポーザル審査会において、10 の「プロポーザル特定に係る審査項目及び審査基準」により審査を実施する。

10 プロポーザル特定に係る審査項目及び審査基準
（１）　審査項目
ア　業務実施体制
（ア）企画提案者の主な業務経歴、各担当者の経験、実績、役割分担等が適切かどうか。
（イ）業務処理スケジュールが適切かどうか。
イ　業務の実施方針及び手法
企画書のコンセプトが林産試験場が実施している研究方向に合致しているか。
ウ　基本仕様について
（ア）仕様が全て適切で、高出力、耐久性、操作性の検討がなされているか。
（イ）インターロッキング等の安全に関する配慮がなされているか。
エ　附帯業務について
（ア）指定場所への装置設置が可能であるか。
（イ）作業スペースの配慮がなされているか。
（ウ）装置稼働のための電気等設備が適切に配備されているか。
オ　設置後の対応
据付後の対応に係る考え方が明確であるかどうか。
カ　業務処理に要する見積価額について
性能に対する価格が妥当かどうか。
キ　遵守事項の実施状況（ただし、ヒアリングを行わない場合や 9 の事前審査の場合はルール点を加えない。）
事前に指示したヒアリング時における遵守事項について守られているかどうか。
（２）　審査基準
ア　項目点
（ア）10 の（１）の審査項目ごとに満点の数は異なるが「優れている」から「提案になっていない」までの５分割を判断基準とし、１点ごとに採点する。項目点は審査員ごと１０５点(ヒアリングを実施する場合は１１０点）満点とする。
イ　順位点
（ア）提案内容や得点バランス等を総合的に審査し、優れているものから順位点をつける。
（イ）順位点は審査員ごと１０点満点とする。

11　プロポーザルの特定者の選定
プロポーザルの特定者の選定は、プロポーザル審査会において得点や順位、得点バランス等を総合的に審議して決定する。9 の（１）の書類審査を実施した場合は、9 の（２）のヒアリング審査を優先する。
なお、得点の低い提案者が特定者として選定される場合や契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、特定者を選定しない場合がある。

12　プロポーザルの特定に係る審査結果の通知

　審査結果は、審査終了後速やかに、プロポーザルに参加した者全員に対し、特定者名を記載の上、書面により通知する。

13　委託契約に関する基本的事項

　特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

（１）提案内容の修正

　採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

（２）契約保証金

　受託者は契約締結時に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を課せられる場合がある。

　ただし、過去の官公庁との契約実績や業務遂行能力等により、契約保証金が免除される場合がある。

（３）成果品の納入及び委託料の支払い等

　受託者は、成果品を北海道に納入する。北海道は、これを受けて検査を行い、成果品の内容が契約上の要件を満たしていれば、委託料の支払いを行う。

（４）進捗管理

　北海道は、業務の途中段階において、適宜、業務の進捗状況について報告を求めることとする。

（５）成果品及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い。

　成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

　本業務に関する著作権その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。